

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
手入れ布 2 号		104全支大-D000001	
		防 衛 大 臣 承 認	平 成 年 月 日
		作 成	平成24年11月 5日
		変 更	平 成 年 月 日
		作 成 部 隊 等 名	第104全般支援大隊

1 適用範囲

この仕様書は、第104全般支援大隊において調達する手入れ布2号について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 材料

- 色は指定しない、布地は柔らかく、かつ、吸収性があるものとする。
- 毛布、幌布、オーバー地など、厚地で手入れ作業に使用しにくいものであってはならない。
- 綿（木綿及び化学繊維のうち、レーヨン、ポリノジッタ、キュープラを含む。）の混入（紡）率は50％以上とする。
- 布1枚の大きさは、1辺が30cm以上であること。
- ガーゼ又はカヤ地等の網目状のものでは、網目の大きさが1.5mm以下であること。
- プラスチック、金属製品及び紐等の混入がないこと。

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 加工

手入れ布は洗濯、乾燥及び消毒を実施した清潔なもので、おおむね皺を伸ばしたものであること。

2.3 包装

a) 個装

個装は、2kgを1単位として、手入れ布によって包み、包装する。

b) 外装

外装は、5個装（10kg）を1単位として、紐等で十字に固く結束し1梱包とする。

3 品質保証

検査は、次による。

- 箇条2に規定する事項について、表の抜取り検査により目視及び計測を行う。
- 数量検査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約業者は、手入れ布に消毒処理を実施してある証明書を納入時に契約担当官等に提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

表－抜取り要領及び合否判定基準

納入個装数（2 k g）	抜取り個装数	合否判定基準個装数
2 ～ 8	2	1
9 ～ 1 5	3	1
1 6 ～ 2 5	5	1
2 6 ～ 5 0	8	1
5 1 ～ 9 0	1 3	1
9 1 ～ 1 5 0	2 0	2
1 5 1 ～ 2 8 0	3 2	3
2 8 1 ～ 5 0 0	5 0	4
5 0 1 ～ 1 2 0 0	8 0	6
1 2 0 1 ～それ以上	1 2 5	8

例 納入数 2 5 0 個装数の場合、3 2 個装数抜取り検査を実施する。
結果 2 個装数不良の場合は、2 個装数を交換して合格とする。
3 個装数不良の場合は、2 5 0 個装数全数不合格とする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
手入れ布 2 号		104全支大-D000001
	防 衛 大 臣 承 認	平 成 年 月 日
	作 成	平成24年11月 5日
	変 更	平 成 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	第104全般支援大隊

1 適用範囲

この仕様書は、第104全般支援大隊において調達する手入れ布2号について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 材料

- 色は指定しない、布地は柔らかく、かつ、吸収性があるものとする。
- 毛布、幌布、オーバー地など、厚地で手入れ作業に使用しにくいものであってはならない。
- 綿（木綿及び化学繊維のうち、レーヨン、ポリノジッタ、キューブラを含む。）の混入（紡）率は50%以上とする。
- 布1枚の大きさは、1辺が30cm以上であること。
- ガーゼ又はカヤ地等の網目状のものでは、網目の大きさが1.5mm以下であること。
- プラスチック、金属製品及び紐等の混入がないこと。

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 加工

手入れ布は洗濯、乾燥及び消毒を実施した清潔なもので、おおむね皺を伸ばしたものであること。

2.3 包装

a) 個装

個装は、2kgを1単位として、手入れ布によって包み、包装する。

b) 外装

外装は、5個装（10kg）を1単位として、紐等で十字に固く結束し1梱包とする。

3 品質保証

検査は、次による。

- 箇条2に規定する事項について、表の抜取り検査により目視及び計測を行う。
- 数量検査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約業者は、手入れ布に消毒処理を実施してある証明書を納入時に契約担当官等に提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

表－抜取り要領及び合否判定基準

納入個装数（2 k g）	抜取り個装数	合否判定基準個装数
2 ～ 8	2	1
9 ～ 1 5	3	1
1 6 ～ 2 5	5	1
2 6 ～ 5 0	8	1
5 1 ～ 9 0	1 3	1
9 1 ～ 1 5 0	2 0	2
1 5 1 ～ 2 8 0	3 2	3
2 8 1 ～ 5 0 0	5 0	4
5 0 1 ～ 1 2 0 0	8 0	6
1 2 0 1 ～ それ以上	1 2 5	8

例 納入数 2 5 0 個装数の場合、3 2 個装数抜取り検査を実施する。
結果 2 個装数不良の場合は、2 個装数を交換して合格とする。
3 個装数不良の場合は、2 5 0 個装数全数不合格とする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
手入れ布 1 号	104全支大-Y000001	
	防 衛 大 臣 承 認	平 成 年 月 日
	作 成	平成24年11月 5 日
	変 更	平 成 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	第 1 0 4 全 般 支 援 大 隊

1 適用範囲

この仕様書は、第104全般支援大隊において調達する手入れ布1号について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 材料

- 色は白色（淡い着色可）とし、布地は柔らかく、かつ、吸収性があるものとする。
- 毛布、幌布、オーバー地など、厚地で手入れ作業に使用しにくいものであってはならない。
- 綿（木綿及び化学繊維のうち、レーヨン、ポリノジッタ、キューブラを含む。）の混入（紡）率は60%以上とする。
- 布1枚の大きさは、1辺が30cm以上であること。
- ガーゼ又はカヤ地等の網目状のものでは、網目の大きさが1.5mm以下であること。
- プラスチック、金属製品及び紐等の混入がないこと。

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 加工

手入れ布は洗濯、乾燥及び消毒を実施した清潔なもので、おおむね皺を伸ばしたものであること。

2.3 包装

a) 個装

個装は、2kgを1単位として、手入れ布によって包み、包装する。

b) 外装

外装は、5個装（10kg）を1単位として、紐等で十字に固く結束し1梱包とする。

3 品質保証

検査は、次による。

- 箇条2に規定する事項について、表の抜取り検査により目視及び計測を行う。
- 数量検査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約業者は、手入れ布に消毒処理を実施してある証明書を納入時に契約担当官等に提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

表－抜取り要領及び合否判定基準

納入個装数（2 k g）	抜取り個装数	合否判定基準個装数
2 ～ 8	2	1
9 ～ 1 5	3	1
1 6 ～ 2 5	5	1
2 6 ～ 5 0	8	1
5 1 ～ 9 0	1 3	1
9 1 ～ 1 5 0	2 0	2
1 5 1 ～ 2 8 0	3 2	3
2 8 1 ～ 5 0 0	5 0	4
5 0 1 ～ 1 2 0 0	8 0	6
1 2 0 1 ～それ以上	1 2 5	8

例 納入数 2 5 0 個装数の場合、3 2 個装数抜取り検査を実施する。
結果 2 個装数不良の場合は、2 個装数を交換して合格とする。
3 個装数不良の場合は、2 5 0 個装数全数不合格とする。